行政書士しが

発行所　滋賀県行政書士会
発行人　井上超由／編集人　奥野慎太郎
所在地　滋賀県行政書士会館
〒520－0056
大津市末広町２－１（ＪＲ大津駅前徒歩１分）
TEL(077)525-0360・FAX(077) 528-5606
E-mail：shigakai@gyosei-shiga.or.jp
URL：http://www.gyosei-shiga.or.jp/

会長就任あいさつ

滋賀県行政書士会　会長　井上　超由

平成29年度総会において、滋賀県行政書士会会長に就任いたしました。

若輩者ではありますが、これまで、理事として4年、副会長として6年役員を務めた経験を生かし、会長の職責を果たしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本年度は役員改選の中、副会長3名が新任であり、新たな理事も多く就任し、部長・委員長等の各部門の責任者も多くが新任になりました。

このようなことから、新たな役員等による、新しい視点での事業推進をしてまいりたいと思いますが、一方で事業をスムーズに継続して実施することができるようにも努めたいと思います。

さて、会長任期は2年間ですが、この2年間、われわれ行政書士が社会（個人・企業・行政等）から、さらに信頼される存在になるように、滋賀県行政書士会の事業を推進していきたいと考えています。

行政書士への信頼を高めるためには、全行政書士の能力が等しく担保されている必要があります。行政書士には、法令等の理論的知識および日々の業務経験で培った実務知識、そして、業務を遂行していくうえで、違法や不当な方法を選択しないという高度の倫理性が求められます。行政書士会はさらなる研修の充実と、会員が実務経験を得ることのできる具体的な施策を講じることが重要だと考えます。

そのために、以下の項目を重点的に事業実施していきたいと考えています。

①研修会の充実

必要な内容の基礎研修・実務研修をタイムリーに開催し、倫理研修も含め必要に応じ開催回数も増やします。これにより、法令・実務知識、高度な倫理意識の下地を作ります。

②会員への情報提供

これまでも各種の情報は発信してきておりましたが、会報紙等の紙媒体や滋賀県行政書士会メールマガジン、ウェブサイト等で主要業務における法改正、通達、実務情報等の最新情報を会員に随時提供します。

③官民からの業務受託を拡充

経営事項審査、入札参加資格審査・申請受付をはじめとする官民からの業務受託をさらに充実させ、新たな分野である空き家の所有者・相続人調査などの受託を推進し、そのことにより会員が実務に取り組む端緒とし、社会にも貢献します。

④積極的な行政書士の広報活動

他の士業と比べて、まだまだわれわれ行政書士の知名度が高いとは言えません。役員や広報部が一丸となって、積極的な広報を展開し行政書士の知名度アップを図ります。

⑤業務の確保

車庫証明、自動車登録、建設業許可等の既存の業務を全力で確保すること（無資格者の違法な書類作成に対する監察活動を強化することも含め）に努めるとともに、新規の業務分野の開発に注力し、会員の業務機会を増やします。

上記を達成するために、多くの会員の皆さまに会務にご協力いただき進めてまいります。また、特に官民からの業務受託につきましては、各支部も含め多くの会員のご協力がないと完了できません。会員各位の積極的なご協力を賜りたいと思いますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。